

## 別紙2

企業主導型保育事業点検・評価委員会(第18回)で提示された  
専門的財務監査に関する課題について

## 2. 令和5年度企業主導型保育事業について

### (2) 委託事業の実績について ①指導監査

#### ② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

##### ■ 専門的財務監査 実施件数：500施設

(再委託：再委託先A 200施設、再委託先B 150施設、再委託先C 150施設)

##### ◆ 再委託先における実施状況

実地による監査を7月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

##### 【専門的財務監査の考え方】

- ・ 監査実施年度前年における立入調査や完了報告の審査において、助成金の適正な管理・使用の観点で指摘（把握）があった施設を最優先に対象とした。
- ・ 施設選定にあたっては、運営費の助成額が3,000万円以上の施設（※）のうち、過去の立入調査で財務関係の指摘を受けた施設から選定。

(※) 助成額の条件に限らず、審査上の問題施設や、こども家庭庁から個別に指示のあった施設について、追加で選定される可能性がある。

## 2. 令和5年度企業主導型保育事業について (2) 委託事業の実績について ①指導監査

### ② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

#### (参考) 専門的財務監査 主な指摘事項

- |  |
|--|
| ・ 運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。                    |
| ・ 経費支出の計上額が不明確または誤っている。                              |
| ・ 現金の管理（現金実査等）が適正でない。                                |
| ・ 固定資産の現物実査が行われていない。                                 |
| ・ 保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。                 |
| ・ 発注業務に関する規程または規定が定められていない。                          |
| ・ 親族、役員や関係会社との取引の適正性が確認できない。                         |
| ・ 保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。           |
| ・ 契約業務に関する規程または規定の内容に不備がある。                          |
| ・ 契約締結に関わる競争見積の取得等、経済的合理性の確認手続きが未実施または手続きの証跡が確認できない。 |

#### \* 改善報告書の提出状況

496施設が改善を要する施設であり、496施設から提出済み 改善報告書提出率 100%

・ 専門的財務監査施設 500施設（4施設が改善不要施設）

\* 文書指摘：495施設、口頭指摘：375施設

## 2. 令和5年度企業主導型保育事業について

### (2) 委託事業の実績について ①指導監査

#### ■ 中長期的検討課題への対応

##### ◆ 保育業務運営委託費の妥当性、適正性に係る検討

- 設置事業者において作成・保管されている会計帳簿及び証憑書類等からは、運営委託費が運営委託事業者においてどのように使用されているか把握できないことが多いものの、運営委託事業者は助成金の助成目的である保育施設の運営に関する経費支出を行っていることから、保育業務運営委託費の妥当性、適正性を担保するため、どのような対応が可能であるか、検討の必要がある。

\* 令和5年度専門的財務監査対象施設の業務委託施設数89施設。

##### 検証のポイント

- 契約事務の処理状況（契約内容の合理的必要性、契約締結までのプロセス）の検証
- 委託業務や経費支出内容の合理的必要性・妥当性の検証
- 運営費の使用用途の適正性の検証

##### ◆ 検証・研究課題と今後について

- 業務委託の合理性、必要性の判断、委託取引の確認は今後も注視するとともに、業務委託の合理性・必要性、委託先選定の妥当性の判断に関して、事業者の理解に資するような考え方の議論を継続していく必要がある。
- 企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績の手引き等での、運営費委託に係る手順例等の掲載やFAQでの運用を充実する。
- 設置事業者に対して委託先における助成金の使用内訳等の提出を求める等の対応が継続的に必要であると考えている。